

第3部 第7期由布市障がい福祉計画・ 第3期由布市障がい児福祉計画

第1章 前期計画の進捗状況

1. 前期計画の成果目標の評価

市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画では、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期由布市障がい福祉計画・第2期由布市障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標】

国の 基本指針	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
------------	---

【目標値】

項目	人数	本市の考え方
【基準】 令和元年度末の施設入所者数	67人	令和元年度末の施設入所者数
目標年度の施設入所者数	67人	令和元年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減（65人）
【目標値】 地域生活移行者数	3人	令和元年度末の施設入所者数の4%以上 （入所施設からグループホーム等へ移行した者の数） ※国：令和元年度末の施設入所者数の6%以上（4人）
【目標値】 削減見込み	—	令和元年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和元年度末の施設入所者を1.6%以上削減（2人）

【実績】

	2019（令和元） 年度実績	2022（令和4） 年度実績	2023（令和5） 年度見込
地域生活移行者数	0人	0人	0人
施設入所者数	67人	70人	70人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【目標】

市の 考え方	<p>長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、保健、医療、福祉関係者の一体的な取り組みの推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。</p> <p>本市においては、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である各専門部会（こども支援部会、くらし支援部会、しごと支援部会、相談支援部会）を活用して協議を行い、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組みます。</p>
-----------	--

【実績】

市の 取組状況	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すため、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である各専門部会（こども支援部会、くらし支援部会、しごと支援部会、相談支援部会）を活用して協議を行い、精神障がい者が地域で安心して暮らせるように取り組んでいます。</p>
------------	--

<参考（国が示した活動指標）>

	2021（令和3） 年度実績	2022（令和4） 年度実績	2023（令和5） 年度見込
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	0回	0回	1回
精神障がい者の地域移行支援	0人	1人	0人
精神障がい者の地域定着支援	0人	0人	0人
精神障がい者の自立生活援助	1人	1人	0人

(3) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【目標】

国の基本指針	2023（令和5）年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。
市の考え	地域生活支援拠点等は障がいのある人等の重度化、高齢化や「親亡きあと」を見据えた居住支援のための機能を整備するものです。本市においては、まずは令和3年度に始動した『緊急時の受入・対応』の体制を盤石にし、今後とも必要な機能について検討します。

【目標値】

目標値	地域生活支援拠点等有する機能の充実	国の基本指針と同じ
-----	-------------------	-----------

【実績】

市の取組状況	地域生活支援拠点等の機能のうち、『相談』『緊急時の受入・対応』『体験の機会・場』『地域の体制づくり』が確保されましたが、『専門的人材の確保・養成』については、具体的な体制づくりを模索しています。
--------	---

<参考（国が示した活動指標）>

実績	2023（令和5）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	8か所
	2023（令和5）年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数	8回

(4) 福祉生活から一般就労等への移行状況

①就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【目標】

国の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設から一般就労への移行者数を 2019（令和元）年度実績の 1.27 倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、2019（令和元）年度の一般就労の 1.30 倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援 A 型事業については、2019（令和元）年度実績のおおむね 1.26 倍以上、就労継続支援 B 型事業についてはおおむね 1.23 倍以上を目指すこととする。
------------	--

【目標値】

一般就労移行者	基準値 2019（令和元） 年度実績	目標値 2023（令和5） 年度末
	5人	7人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	3人	3人
就労継続支援 A 型利用者	2人	2人
就労継続支援 B 型利用者	3人	3人

【実績】

一般就労移行者	基準値 2019（令和元） 年度実績	見込値 2023（令和5） 年度末
	5人	1人
内訳（一般就労前の所属）		
就労移行支援利用者	3人	1人
就労継続支援 A 型利用者	2人	0人
就労継続支援 B 型利用者	3人	0人

②就労定着支援事業に関する目標

【目標】

国の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労定着支援事業所数等を踏まえた上で、2023（令和5）年度中に就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の利用を7割以上とする。 ・就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。
市の考え	令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とします。

【目標値】

利用者数見込	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
就労定着支援利用者数	2人	2人	2人

【実績】

利用者数見込	2021 （令和3）年度	2022 （令和4）年度	2023 （令和5）年度
就労定着支援利用者数	1人	1人	3人

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

① 児童発達支援センターの整備

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。
市の考え	児童発達支援センターは、施設の専門機能を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を支援する施設への援助、助言を併せて行うなど地域の中核的な療育支援施設です。本市においても令和5年度末までの設置に向けて取り組みます。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の児童発達支援センターの設置数	1か所
-----	-------------------------------	-----

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の児童発達支援センターの整備数	0か所
----	-------------------------------	-----

②保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
市の考え	保育所等訪問支援は、児童発達支援事業所等に機能訓練を担当する専門性の高い職員を配置し、障がいのある児童に対し個別に保育所等を訪問し、支援をするものです。小規模事業所においては人員的に難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	1か所
-----	------------------------------------	-----

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0か所
----	------------------------------------	-----

③重症心身障がい児の支援体制の整備

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。
市の考え	重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業所等に看護師や機能訓練担当職員を配置する必要があるが、小規模事業所では難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。

【目標値】

目標値	2023（令和5）年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	1か所
-----	--	-----

【実績】

現状	2023（令和5）年度末時点の重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	0か所
----	--	-----

④医療的ケア児の支援体制の整備

【目標】

<p>国の基本方針</p>	<p>・2023（令和5）年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
<p>市の考え</p>	<p>医療的ケア児とその家族が抱える課題は多分野にわたっており、必要なサービスも多岐にわたっています。 本市においては、令和5年度末までに3名のコーディネーターを設置する予定であり、コーディネーターを中心とした関係機関の協議の場を設置します。</p>

【目標値】

<p>目標値</p>	<p>2023（令和5）年度末時点の医療的ケア児支援のための協議の場の設置 （参考）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>（3人）</p>
------------	--	-------------

【実績】

<p>現状</p>	<p>2023（令和5）年度末時点の医療的ケア児支援のための協議の場の設置 （参考）医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置</p>	<p>設置済 （4人）</p>
-----------	--	---------------------

(6) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

国の基本方針	・2023（令和5）年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。
市の考え	属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止め、自ら対応またはつなぐ機能を備えた相談支援の体制が必要です。本市においても国の活動指標と同様の目標を設定します。

【目標値】

目標値	総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	国の基本指針と同じ
-----	---	-----------

【実績】

市の取組状況	令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備に着手し、地域づくり事業等を通じて地域の支え合いネットワークづくりを進めています。
--------	---

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標】

<p>国の基本方針</p>	<p>・2023（令和5）年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。</p>
<p>市の考え</p>	<p>住み慣れた地域で生き生きとした生活を送るためには、様々な福祉の取り組みを進め、誰もが必要な福祉サービスを適切に受けられることが大切です。</p> <p>権利擁護を図りながら、きめ細かな福祉サービスが提供できる体制を整備するための方策を由布市地域自立支援協議会の中で検討し、進めていきます。</p>

【目標値】

<p>目標値</p>	<p>障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを実施する体制を構築</p>	<p>国の基本指針と同じ</p>
------------	---	------------------

【実績】

<p>市の取組状況</p>	<p>大分県が実施する研修などについて、民間事業者への周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組んでいます。また、権利擁護を図りながら、きめ細かな福祉サービスが提供できる体制を整備するための方策を由布市地域自立支援協議会の各専門部会で検討しています。</p>
---------------	--

第2章 成果目標の設定

1. 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none">・令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。・令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。 <p>※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

市の考え
<p>本市では、地域生活移行の実績がほとんどなく、国の指針を達成することは難しいと考えられますが、地域での自立した生活を希望する施設入所者に対しては共同生活援助（グループホーム）等の居住系サービスや自立訓練（生活訓練）等の日中活動系サービス等により支援します。</p>

【成果目標設定の考え方】

項目	人数		本市の考え方
	国	由布市	
【基準】 令和4年度末の 施設入所者数	70人	70人	令和4年度末の施設入所者数
目標年度の施設 入所者数	66人	70人	施設入所希望者がおり、人数を削減することは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減
【目標値】 地域生活移行者数	6人 (6%)	3人 (4%)	令和4年度末の施設入所者数の4%以上 (入所施設からグループホーム等へ移行した者の数) ※国：令和4年度末の施設入所者数の6%以上
【目標値】 削減見込み	5人 (5%)	0人 (0%)	施設入所希望者がおり、人数を削減することは困難であることから、令和4年度末の施設入所者数を上回らない ※国：令和4年度末の施設入所者数から5%以上削減

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を見込みます。

市の考え
本市においては、障がい福祉計画（第6期）の目標に基づき設置した協議の場を活用し、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行い、体制の整備を進めます。

【活動指標】

	2024 (令和6) 年度	2025 (令和7) 年度	2026 (令和8) 年度
保健、医療・福祉関係者による協議の場の開催回数	1回	1回	1回

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ・令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）

市の考え
<p>地域生活支援拠点等の機能のうち『専門的人材の確保・養成』については具体的な体制づくりが構築できていないため、由布市地域自立支援協議会とその下部組織である専門部会等を活用して協議を行います。また、その他の機能（相談、緊急時の受入・対応、体験の機会・場、地域の体制づくり）については、その機能の充実のため、由布市地域自立支援協議会などを活用し、運用状況の検証及び検討に取り組みます。</p> <p>強度行動障がい有する者に関しては、支援ニーズを把握し、圏域での整備も視野に含めた支援体制の整備について検討します。</p>

目標値	2026（令和8）年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	8か所
	地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数についての年間の見込み数	8回
	コーディネーターの配置人数についての年間の見込み数	1人

(4) 福祉生活から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 ・就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。 ・就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。

市の考え
<p>本市における令和3年度の一般就労への移行者は2人となっています。</p> <p>そのため、令和8年度末において、一般就労への移行者を3名とし、そのうち、就労移行支援事業利用者を2名、就労継続支援A型事業利用者を1名とすることを目標とします。</p>

項目		人数	考え方
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数		3人	令和3年度実績 2人 1.28倍以上
内 訳	令和8年度中の就労移行支援事業から一般就労への移行者数	2人	令和3年度実績 1人 1.31倍以上
	令和8年度中の就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	1人	令和3年度実績 1人 1.29倍以上
	令和8年度中の就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	0人	令和3年度実績 0人 1.28倍以上

②就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針
<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規) ・就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。 ・就労定着率については、令和8年度中の就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。(※目標は県のみ設定) <p>※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。</p>

市の考え
<p>一般就労への移行者3名のうち2名が就労定着支援事業を利用することを目標とします。</p> <p>本市では、令和5年度現在、市内に就労定着支援事業所がないため、本目標値は設定しません。</p>

項目	人数	考え方
令和8年度中の一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用数	2人	令和8年度において就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業を利用する者の数

(5) 障害児通所支援等の地域支援体制の整備

国の基本指針

- ・ 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進
 - ①令和8年度末までに、4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
 - ②令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。（※目標は県のみ設定）
- ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
- ・ 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。

なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。
- ・ 障害児入所施設に入所する児童が大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるようにするための移行調整の協議の場の設置（新規）

令和8年度末までに、県において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。

市の考え
<p>児童発達支援センターにおいては、前期計画の目標設置数に到達できていないため、令和8年度末までの設置に向けて引き続き取り組みます。また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を由布市地域自立支援協議会のこども支援部会等で構築します。</p> <p>重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業所等に看護師や機能訓練担当職員を配置する必要があり、小規模事業所では難しい支援ではありますが、本市においては、前記の児童発達支援センターの機能のひとつとして実施するなどにより体制の構築を図ります。</p> <p>医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置は構築済であることから、目標を達成していますが、引き続き医療的ケア児等支援の充実を図ります。</p>

項目	令和8年度末の 整備箇所数	整備形態
① 4つの中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数	1 箇所	児童発達支援センター
② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	児童発達支援センターの機能のひとつ
③ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	児童発達支援センターの機能のひとつ
④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1 箇所	由布市地域自立支援協議会（子ども支援部会）
⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数	4 人	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針

- ・令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。
- ・協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。

市の考え

由布市地域自立支援協議会等で令和8年度末までに基幹相談支援センターの設置について検討します。

(7) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
・2026（令和8）年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする。

市の考え
<p>民間事業者へ大分県が実施する研修などの周知・啓発を行い、支援員のサービスの質の向上に取り組みます。</p> <p>また、市の実情に応じて、民間事業者を対象とした市独自の研修等の実施に努めます。</p> <p>さらに、大分県が実施する障害福祉サービス等に係る研修に市職員が参加することで、専門知識の向上を図ります。障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析と結果の活用・共有については、自立支援給付費等の請求内容審査時に随時各事業所との連携を行うことなどにより実施します。</p>

【活動指標】

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障害福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数	2人	2人	2人

(8) 発達障がい者等に対する支援

市の考え
<p>発達障がい者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族に対する支援体制の構築を令和8年度末までに図ります。</p>

※用語解説

サービス名	サービス内容
ペアレントプログラム	育児に不安がある保護者や仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者が効果的に支援できるよう設定されたグループ・プログラムです。

第3章 サービスの種類ごとの量の見込及び確保方策

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等と児童福祉法に基づく障害児通所支援等は、障がいのある人（児童）の障がいの種別や程度、及び家族の状況など勘案すべき事項を踏まえて、障がいのある人（児童）の個別のニーズに沿ったサービスの提供を行っています。本計画における見込み量は、第6期障がい者福祉計画・第2期障がい児福祉計画の進捗状況やサービス実績等をもとに見込みました。

1. 障害福祉サービス等の見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護などの訪問系サービスについては、障がいのある人の地域での自立した生活を支える上で必要不可欠なサービスです。本市においてはヘルパーが不足し、事業所数も減少しているため、一人ひとりのニーズに応じたサービス量を確保、保持することが求められています。

名 称	内 容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある障がい者のうち、自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。
重度障害者等 包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用時間数)

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
居宅介護	人/月	25	28	30	31	31	31
	時間	289	384	436	450	450	450
重度訪問介護	人	2	3	4	4	4	4
	時間	595	763	866	866	866	866
同行援護	人	5	5	6	6	7	7
	時間	52	60	72	72	84	84
行動援護	人	1	3	3	3	3	3
	時間	39	48	43	44	44	44
重度障害者等 包括支援	人	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0

※令和3年度及び令和4年度の実績値は当該年度3月末の利用実績値、令和5年度は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

◆見込量確保のための方策

区分	見込量確保のための方策
居宅介護	本市における居宅介護事業所は5か所です。第7期は、第6期実績により450時間/月を保持することとします。
重度訪問介護	居宅介護事業所が重度訪問介護を行うため、居宅介護同様、本市内のサービスを提供する事業所は5か所です。
同行援護	本市内において同行援護の支援を行う事業所は1か所です。第6期実績により、72時間～84時間/月を保持することとします。
行動援護	本市内において行動援護の支援を行う事業所は1か所です。第6期実績により、44時間/月の利用を保持することとします。
重度障害者等 包括支援	第6期の実績はなく、サービスを提供する事業所もないため、見込量の設定は行いません。

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、生活能力の向上や就労などを目指した訓練や、地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスです。

本市では、第6期に引き続き国の指針に沿って、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進するため、日中活動系サービスの提供体制の充実を図ります。

名 称	内 容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。機能訓練は身体障がいまたは難病等対象者、生活訓練は知的障がいまたは精神障がい対象となります。
就労選択支援【新設】	障がいのある人本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスです。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援（A型）	実際に通常の事業所で働きたい障がいのある方のために、雇用契約に基づき働く場所を提供し、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により、生活や体調管理等の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に、病院等の医療施設等において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障がいのある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助等を受けるサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
生活介護	人/月	89	87	86	86	86	86
	人日/月	1,855	1,823	1,846	1,846	1,846	1,846
自立訓練 (機能訓練)	人/月	3	0	0	1	1	1
	人日/月	32	0	0	23	23	23
自立訓練 (生活訓練)	人/月	1	2	2	2	2	2
	人日/月	23	26	46	46	46	46
就労選択支援	人/月				0	5	10
	人日/月				0	70	140
就労移行支援	人/月	3	0	1	1	1	1
	人日/月	63	0	23	23	23	23
就労継続支援 (A型)	人/月	38	34	33	33	33	34
	人日/月	812	700	675	675	675	698
就労継続支援 (B型)	人/月	116	121	127	129	130	131
	人日/月	2,053	2,221	2,359	2,405	2,428	2,451
就労定着支援	人/月	4	2	2	2	2	2
療養介護	人/月	12	13	14	15	15	15
短期入所 (福祉型)	人/月	0	4	6	7	8	9
	人日/月	0	11	15	18	21	24
短期入所 (医療型)	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0

◆見込量確保のための方策

区分	見込量確保のための方策
生活介護	本市内のサービス提供事業所は8か所です。第7期も地域移行を推進するため第6期の実績に基づき、1,846人日/月と設定しました。
自立訓練 (機能訓練)	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用することになりますが、第6期に引き続き、第7期も地域移行を推進することから、令和5年度は実績がなかったものの、23人日/月の利用を見込むこととします。
自立訓練 (生活訓練)	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。第6期に引き続き、第7期も地域移行を推進することから、令和5年度の実績に基づき、46人日/月の利用を見込むこととします。
就労選択支援	令和6年度からの新規事業となることから、令和5年度に特別支援学校を卒業する者の数、就労移行支援、就労継続支援A型・B型を新たに利用する者の数等を勘案して設定しました。
就労移行支援	本市内にサービスを提供する事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。第6期に引き続き、一般就労への移行を推進するため、23人日/月を見込むものとします。
就労継続支援 (A型)	本市内におけるサービス提供事業所は4か所あります。今後も利用者の増加が見込まれるため、第6期の実績に基づき、第7期は675～698人日/月の利用を見込むこととします。
就労継続支援 (B型)	本市内におけるサービス提供事業所は6か所です。第7期においても入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進していくため、見込量は2,405～2,451人日/月を設定しました。
就労定着支援	本市においてはサービスを提供する事業所はなく近隣市の事業所を利用しています。引き続き一般就労への移行を推進することに伴う利用者を見込み、2人/月と設定しました。
療養介護	県内の療養介護をサービスを提供する事業所は6か所です。高度な医療サービスを必要とする障がいのある人を受け入れる療養介護施設のサービス提供は本市単独では解決することは困難です。第6期実績により、15人/月と設定しました。
短期入所 (福祉型)	本市内における短期入所事業所は6か所で、他市と比較すると充実しており、サービス利用者数も一定しています。障がいのある人の家族の高齢化によるニーズの高まりを見込み、第6期の実績に基づき第7期は、18～24人日/月の利用を見込むものとします。また、成果目標に位置付けられた「地域生活支援拠点等」(本市では地域生活支援事業の緊急時入所支援事業)が有する機能の充実を踏まえ、緊急時における障がい者等の受け入れ等を円滑に行うことができるように、事業所との連携体制の構築を図ります。
短期入所 (医療型)	第6期の実績がないことから、見込量の設定は行ないません。

(3) 居住系サービス

居住系サービスとは、主に夜間において、施設や共同生活を行う住居で、必要な援助を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービスなどを利用します。

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する障がいのある方等を対象に、定期的な居宅訪問等を通じた支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間や日中において、施設に入所する障がいのある方に入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
自立生活援助	人/月	5	4	4	4	4	4
共同生活援助 (グループホーム)	人/月	65	72	74	75	76	77
施設入所支援	人/月	73	70	71	70	70	70

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
自立生活援助	本市内におけるサービス提供事業所は1か所です。第7期は、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を加味し、4人/月と設定しました。
共同生活援助 (グループホーム)	本市内におけるサービス提供事業所は13か所です。第7期は、入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を加味し、75~77人/月と設定しました。
施設入所支援	本市内における施設入所支援事業所は6か所です。 施設入所支援以外の障害福祉サービスも提供しています。他市と比較すると多数の施設があり、利用者数も一定しています。長期的には入所者の地域生活への移行を進めていくことが求められていますが、現在の利用者に加え、新たに施設に入所することを希望する待機者もいることから、第6期の実績により70人/月と設定しました。

(4) 相談支援

相談支援とは、障がいのある人等、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人等の介護を行う方からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行支援、地域定着支援等を行うものです。

名 称	内 容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用支援を行うとともに、障害福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を考慮し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がいのある方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	居宅において単身等の状況で生活する障がいのある方と常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
計画相談支援	人/月	67	66	68	70	70	70
地域移行支援	人/月	0	0	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
計画相談支援	本市内におけるサービス提供事業所は5か所です。現にサービスを利用している人数、障がいのある人（児童）等のニーズ、入院中の精神障がいのある人のうち地域生活への移行後に計画相談支援の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数は70人/月を見込むこととします。
地域移行支援	相談支援事業所が行うサービスで、本市内における事業所は2か所です。入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進しています。引き続き、自立訓練事業等を利用した地域生活への移行を推進していくため、利用者数は1人/月を見込むこととします。
地域定着支援	相談支援事業所が行うサービスで、本市内における事業所は2か所です。入所施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人の地域生活への移行を推進していますが、第6期中は実績がありませんでした。引き続き、自立訓練事業等を利用した地域生活への移行を推進していくため、利用者数は1人/月を見込むこととします。

2. 障害児通所支援等の見込量と確保方策

障害児通所支援等は、児童福祉法に位置づけられており、市町村が実施主体となる「障害児相談支援」と「障害児通所支援」、都道府県が実施主体となる「障害児入所支援（福祉型・医療型）」に体系化されています。現に利用している障がいのある児童の数や、過去の利用実績を勘案して、利用児童数及びサービス量を見込みました。

名 称	内 容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行うサービスです。
居宅訪問型 児童発達支援	児童発達支援センター等から、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

(単位：1月あたりの実利用者数・延べ利用日数)

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
児童発達支援	人/月	39	35	43	45	45	45
	人日/月	440	414	394	410	410	410
放課後等 デイサービス	人/月	67	83	95	100	100	100
	人日/月	988	994	1,393	1,450	1,450	1,450
保育所等訪問支援	人/月	1	1	3	3	3	3
	人日/月	1	7	3	3	3	3
医療型児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	0	0	0	0	0	0
	人日/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	29	26	37	40	40	40

◆見込量確保のための方策

名 称	内 容
児童発達支援	本市内におけるサービス提供事業所は4か所です。本市では健診等の保健事業の充実に伴い、利用児童数が高止まりしています。第3期中は、第2期の実績に基づき、45人/410人日/月の利用を見込むこととします。
放課後等 デイサービス	本市内におけるサービス提供事業所は10か所です。児童発達支援の利用児童数の増加に伴い、利用者の増加傾向が続いています。第3期中も事業所の規模拡大等が予定されており、今後も利用は引き続き伸びるものと見込まれます。1人当たりの利用日数も増えていることから、第3期は、1,450人日/月、100人/月の利用を見込むこととします。
保育所等訪問支援	本市には現在事業所がないため、近隣市の事業所を利用しています。今後は既存の児童発達支援事業所にサービスの提供を働きかけていく方向であり、それに伴う利用量を設定しています。第3期は3人/月を見込むこととします。
医療型 児童発達支援	県内では中津市に1か所しかなく、現在利用はありません。今後においても利用が見込まれないことから見込量は設定していません。
居宅訪問型 児童発達支援	県内に2か所しかなく、現在利用はありません。今後においても利用が見込まれないことから見込量は設定していません。
障害児相談支援	本市内における障がい児相談支援事業所は4か所です。児童通所支援の利用の伸びに伴い増加しています。第3期は40人/月の利用を見込むこととします。

3. 地域生活支援事業の実施状況及び見込量

地域生活支援事業は、障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、地域の実情や障害者の特性に応じた柔軟な事業を効果的に実施し、障がいのある方の福祉の増進を図ることを目的としています。

事業実施にあたっては、市が主体であり、事業の全部又は一部を委託して行うことが可能です。

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。第7期も引き続き、障がい福祉のハンドブックの配布、広報誌やホームページの活用により啓発を行います。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民が自発的に行う活動に関する支援を行います。令和5年度は、由布市地域自立支援協議会くらし支援部会では障がいのある人が制作した作品を展示する『つなぐアート展』を開催、しごと支援部会では支援学校にて福祉事業所説明会を開催、こども支援部会では障がいのある児童と児童がふれあえるイベントとしてスポーツ交流会を開催します。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やご家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言をはじめ、障害福祉サービスや制度の利用支援、虐待の防止及び早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者の権利擁護のために必要な支援を行います。また、地域におけるネットワークの構築が不可欠であることから、由布市地域自立支援協議会に対して、相談支援事業の実施状況報告・情報提供を行い、地域の関係機関の連携強化を推進します。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
障害者等相談支援事業	箇所	3	3	3	3	3	3
地域自立支援協議会	箇所	1	1	1	1	1	1

(4) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度の利用が必要となる方に直接かかわるチーム（福祉・医療・介護の関係者や親族の方等）に対して、福祉・法律等の専門職団体や関係機関が連携し必要な支援を行う地域連携ネットワークの構築を推進します。

また、身寄りがない対象者のために市民後見人の養成・検討を進めます。あわせて、制度利用を推進するために、中核機関を含めた関係機関と連携し、広報啓発を行います。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
成年後見制度利用支援事業（利用件数）	件/年	0	1	1	1	1	1

(5) 意思疎通支援事業

聴覚障がいのある人等、意思疎通に支障がある人等が社会に参加する場において、手話通訳士等を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。

本市では1か所に委託しています。第7期は5件／年を見込むものとします。

また、週1日、本市役所福祉課において手話通訳者を設置し、聴覚障がいのある人に対して窓口での行政手続きを支援します。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話通訳者の派遣件数	件/年	0	2	4	5	5	5
要約筆記者の派遣件数	件/年	0	0	0	1	1	1

(6) 日常生活用具給付等事業

障がいのある人等に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具を支給するものです。本市では、令和2年度に全国に先駆けて、夜盲や視野狭窄症等の方のための暗所視支援眼鏡を新たに品目に追加しました。人工喉頭などの情報・意思疎通支援用具、ストマやおむつなどの排泄管理用具については、今後も利用が増加するものと考えられ、情報・意思疎通支援用具については、10件/年、排泄管理用具については990件/年の利用を見込むものとします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
介護・訓練支援用具	件/年	5	0	3	4	4	4
自立生活支援用具	件/年	6	8	2	7	7	7
在宅療養等支援用具	件/年	11	10	10	9	9	9
情報・意思疎通支援用具	件/年	11	7	6	10	10	10
排せつ管理支援用具	件/年	910	970	980	990	990	990

(7) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚に障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、聴覚に障がいのある人との日常会話に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する事業です。

本市では1か所に委託しています。第6期実績により、6人/年を見込むこととします。

区 分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
手話奉仕員養成研修事業	人/年	5	9	6	6	6	6

(8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人等について、社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

本市では、近隣市を含む18か所に委託しています。令和2年度～令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出頻度の減少により利用者数、利用時間が大きく減少しましたが、令和5年度は利用時間がコロナ禍前に戻りつつあることから、135人/年、950時間/年の利用を見込みます。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
移動支援事業 個別支援型	人	83	127	130	135	135	135
	時間	510	792	907	950	950	950
移動支援事業 通所支援型	人	0	0	0	2	2	2
	時間	0	0	0	8	8	8

(9) 地域活動支援センター事業

①地域活動支援センター事業

利用者に対し創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う事業です。障がいのある人だけでなく、当事者の介護者や当事者家族会、地域住民も共に集い交流する場を提供しています。

本市では、市内の1か所に委託して実施しています。第7期は、第6期の実績に基づき、利用者を270～280人/年と設定します。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	263	262	265	270	275	280

②地域活動支援センター機能強化事業

利用者に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等地域の実情に応じた支援を行う地域活動支援センター事業に加え、サービスの類型（Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の3種）に応じて、雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、各種の訓練や入浴等のサービスを実施する事業です。

本市では、近隣市の1か所に委託して実施しています。事業所数が減少しているため、第7期は1人/年を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	2	2	1	1	1	1
利用者数	人/年	3	3	1	1	1	1

(10) その他の事業（任意事業）

①福祉ホーム

現に住居を求めている障がいのある人に対し、低額な料金で居室、その他の設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。設備や日常生活に必要なサービスを提供する施設です。由布市に施設はなく、近隣市の施設を利用することとなりますが、平成26年度以来、利用に至った方はいない状況です。第6期に引き続き、1人/年の利用を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

②訪問入浴サービス事業

身体に障がいのある人に対し、入浴車での入浴のサービスを行います。

本市では、近隣市の1か所に委託して実施しています。入浴の介助は、福祉サービスの居宅介護や生活介護等でも行えるため補完はできていますが、さまざまな形態でのニーズがあるため、第7期は、1人/年を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	1	1	1	1

③日中一時支援事業

障がいのある人等の日中における活動の場の確保とともに、家族の就労支援と一時的な休息を目的に、日中、障害福祉サービス事業所や障害者支援施設において、見守りや集団生活に適應するための訓練等の支援を行うものです。

本市においては近隣市を含む4か所に委託しています。令和2年度以降は新型コロナウイルス感染拡大により利用者数が減少しましたが、第7期は5～7人/年の利用を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	5	3	1	3	3	5
利用者数	人/年	7	2	1	5	5	7

④緊急時入所支援事業

成果目標に位置づけられた「地域生活支援拠点等」が有する機能の充実を踏まえ、障がい者等の地域生活における安心・安全を確保することを目的とした事業です。介護者の急病等の不測の事態により、居宅での生活が維持できなくなった場合、夜間・休日等の緊急要請に「夜間・休日等緊急時入所支援コーディネーター」が対応し、一時的に短期入所事業所へ入所するための支援を行います。引き続き広報誌やホームページを通じて周知を行い、1件／年の利用を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

⑤巡回支援専門員整備事業

保育所や、幼稚園、放課後等児童クラブ等の子どもが集まる施設・場に作業療法士等を派遣し、障がい者が「気になる」段階から支援を行うための体制を整備します。本市では平成30年度から実施しており、発達障がい等に関する知識を有する専門員が、施設等の支援を担当する職員や障がいのある児童の保護者に対し、支援方法の助言等を行っています。第6期実績より、4回／年を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	1	1	2	2	2	2
利用回数	回/年	4	3	2	4	4	4

⑥自動車改造助成事業

身体に障がいのある人が、就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成します。令和5年度の実績に基づき、1件／年の利用を見込むものとします。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
利用者数	人/年	0	0	2	1	1	1

⑦更生訓練費給付事業

被保護者または要保護者である障がいのある人が就労移行支援事業や自立訓練事業（生活訓練）等を利用する場合に、更生訓練費等を支給し社会復帰の促進を図ります。

本市では、平成22年度から利用がないため、第7期ではホームページ等で制度の周知を図り、1件／年の利用を見込みます。

区 分	単 位	実績値			計画値（活動指標）		
		2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	1	1	1
利用者数	人/年	0	0	0	1	1	1

第4章 計画の進行管理

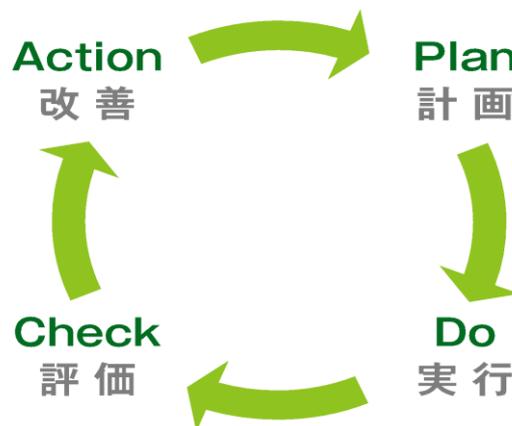
1. 計画の進行管理（評価、見直し）

本計画の推進のためにPDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方に基づいて、効果的な取組が実施されているか点検し、必要に応じて取組の見直しを行っていきます。

計画の達成状況の確認をするため、施策の柱ごと、重点的な目標に対して指標を設けました。

指標で示した数は、アンケート調査等の結果や取組の実績により把握するため、単に数字としてのみの表示となりますが、本計画では、その数字に至るまでの過程や行政、地域などの取組の内容の成果を踏まえて評価することを目指します。

本計画の評価は、由布市地域自立支援協議会により3年目に中間評価を、6年目に評価を行います。評価については本計画に関係する各関係機関に報告し、情報共有を行い、施策の継続的な推進を図ります。



2. 計画の周知

障がい者の福祉は、行政だけでなく、市民の取組、地域の取組、事業者等の取組など全ての取組が連携することで推進されます。そのため、情報を共有し、共通の理解に努めることが必要であり、市の広報誌やホームページ、研修会などを活用して、計画を広く周知していきます。